

# 参 考 資 料

平成 21 年 10 月 5 日

## 地方税制小委員会

- 1 連立政権樹立に当たっての政策合意（抜粋） …p1
- 2 民主党マニフェストからの抜粋 …p2
- 3 税制調査会の設置について（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定） …p6
- 4 自動車関係諸税の税率と税収 …p7
- 5 自動車関係諸税の暫定税率廃止の影響について …p8
- 6 日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較 …p9
- 7 日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較 …p10
- 8 国・地方の税源配分について …p11
- 9 消費税の国と地方の配分 …p12
- 10 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計 …p13
- 11 地方交付税税率及び対象税目の変遷 …p14
- 12 「地方税源の確保・充実等に関する提言」  
—第 3 次勧告に向けて—（平成 21 年 7 月 14 日全国知事会） …p15

## 連立政権樹立に当たっての政策合意（抜粋）

民主 党  
社会 民主党  
国民 新 党

（略）

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

記

（略）

### 2. 消費税率の据え置き

- 現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない。

（略）

### 7. 地域の活性化

- 国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲する。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

(略)

8. 地球温暖化対策の推進

- 温暖化ガス抑制の国際的枠組みに主要排出国の参加を求め、政府の中期目標を見直し、国際社会で日本の役割を果たす。
- 低炭素社会構築を国家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図る。

(以下略)

## 民主党マニフェストからの抜粋

(○：「マニフェスト政策各論」より、●：「INDEX2009」より)

### 29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

#### 【政策目的】

- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

#### 【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

#### 【所要額】

2.5兆円程度

### 42. 地球温暖化対策を強力に推進する

#### 【政策目的】

- 国際社会と協調して地球温暖化に歯止めをかけ、次世代に良好な環境を引き継ぐ。
- CO<sub>2</sub>等排出量について、2020年までに25%減（1990年比）、2050年までに60%超減（同前）を目標とする。

#### 【具体策】

- 「ポスト京都」の温暖化ガス抑制の国際的枠組みに米国・中国・インドなど主要排出国の参加を促し、主導的な環境外交を展開する。
- キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設する。
- 地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。
- 家電製品等の供給・販売に際して、CO<sub>2</sub>排出に関する情報を通知するなど「CO<sub>2</sub>の見える化」を推進する。

### ● 税制改正過程の抜本改革

税制改正について「公平・透明・納得」という納税者の視点に立った原則の下で政治主導の政策決定を行うとともに、政策決定の過程も透明化します。

これまでの税制改正議論は、与党税制調査会、政府税制調査会、経済財政諮問会議によってバラバラに行われてきました。特に、与党税制調査会は不透明な形で政策決定を行い、既得権益の温床となってきました。

与党内の税制調査会は廃止し、財務大臣の下に政治家をメンバーとする新たな政府税制調査会を設置し、政治家が責任を持って税制改正作業及び決定を行います。地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行います。従来の政府税制調査会は廃止し、代わりに税制の専門家として中長期的視点から税制のあり方に関して助言を行う専門家委員会を新しい政府税制調査会の下に置きます。これら意見集約の過程は公開を原則とします。

国会における審議も充実させるため、衆参両院に税制を中心に社会保険料等も含めた歳入全般の議論を行う常任委員会として「歳入委員会」を新設します。衆参両院の次年度税制改正の議論に基づいて、政府は予算の編成を行います。

### ● 消費税改革の推進

消費税に対する国民の信頼を得るために、その税収を決して財政赤字の穴埋めには使わないということを約束した上で、国民に確実に還元することになる社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確にします。

具体的には、現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充当します。将来的には、すべての国民に対して一定程度の年金を保障する「最低保障年金」や国民皆保険を担保する「医療費」など、最低限のセーフティネットを確実に提供するための財源とします。

税率については、社会保障目的税化やその用途である基礎的社会保障制度の抜本的な改革が検討の前提となります。その上で、引き上げ幅や用途を明らかにして国民の審判を受け、具体化します。

インボイス制度（仕入税額控除の際に税額を明示した請求書等の保存を求める

制度)を早急に導入することにより、消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるようにします。

逆進性対策のため、将来的には「給付付き消費税額控除」を導入します。これは、家計調査などの客観的な統計に基づき、年間の基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をするものです。これにより消費税の公平性を維持し、かつ税率をできるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるようになります。

## 税制調査会の設置について

〔平成 21 年 9 月 29 日〕  
〔 閣 議 決 定 〕

1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税（国が課する税及び地方税）に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 調査会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長	財務大臣
会長代行	総務大臣及び国家戦略担当大臣
委員	財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官 総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官 内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣 各府省に置かれる副大臣のうち、税制を担当する者

3 調査会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が議事を整理する。

4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

5 委員会の構成員は、第 2 項に規定する財務大臣並びに財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官、総務大臣並びに総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官、国家戦略担当大臣、内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣並びに関係者とする。

6 委員会の主査、主査代理、事務局長及び事務局長代理は、前項に規定する委員会の構成員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

主査	財務大臣の指名する財務副大臣
主査代理	総務大臣の指名する総務副大臣
事務局長	財務大臣の指名する財務大臣政務官
事務局長代理	総務大臣の指名する総務大臣政務官

7 委員会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、前項に規定する主査又は主査代理が議事を整理する。

8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。

9 調査会及び委員会の庶務は、財務省及び総務省の協力を得て、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、調査会及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

11 会長は、調査会及び委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。

# 自動車関係諸税の税率と税収

(石油ガス税・同譲与税を含む)

(単位:億円)

税目	摘要 (道路特定財源時の道路整備充当分)	本則税率	暫定税率による上乗せ	21年度収入(当初予算)			
				総額	本則分	上乗せ分	
国分	揮発油税 (s24創設)	全額	24.3円/ℓ	+24.3円/ℓ (48.6円)	26,280	13,140	13,140
	自動車重量税 (s46創設)	(収入額の1/3は、自動車重量譲与税)	自家用乗用車の場合 2,500円/0.5t年	+3,800円 /0.5t年 (6,300円)	5,007	2,208	2,799
	石油ガス税 (s41創設)	収入額の1/2、残り1/2は石油ガス譲与税	17.5円/kg	-	130	130	-
国分の合計				31,417	15,478	15,939	
地方分	地方揮発油譲与税 (旧・地方道路譲与税) (s30創設)	地方揮発油税全額(揮発油税と併課) → 都道府県と指定市:58/100 市町村:42/100 譲与基準 県:一般国道と県道の延長と面積 市町村:市町村道の "	4.4円/ℓ	+0.8円/ℓ (5.2円)	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税 (s41創設)	石油ガス税収入額の1/2 → 都道府県と指定市	-	-	133	133	-
	自動車重量譲与税	自動車重量税収入額の1/3 → 市町村 譲与基準 市町村道の延長と面積	自家用乗用車の場合 2,500円/0.5t年	+3,800円 /0.5t年 (6,300円)	3,300 ( )内は減税がない場合の増加分 (+267)	1,455 (+118)	1,845 (+149)
	軽油引取税 (s31創設)	全額 → 都道府県と指定市 (指定市には道路面積等で按分し県から交付)	15.0円/ℓ	+17.1円/ℓ (32.1円)	9,277	4,335	4,942
	自動車取得税 (s43創設)	全額 → 都道府県と指定市:3/10 市町村:7/10	取得価額の 3%	自家用車は、 取得価額の +2%(5%)	2,533 (+1,103)	1,698 (+739)	835 (+364)
地方分の合計				18,055	10,000	8,055	
総合計				49,472	25,478	26,994	



## 自動車関係諸税の暫定税率廃止の影響について

○暫定税率の廃止と直轄事業負担金制度の廃止との関係(H21国予算・地財計画ベース)

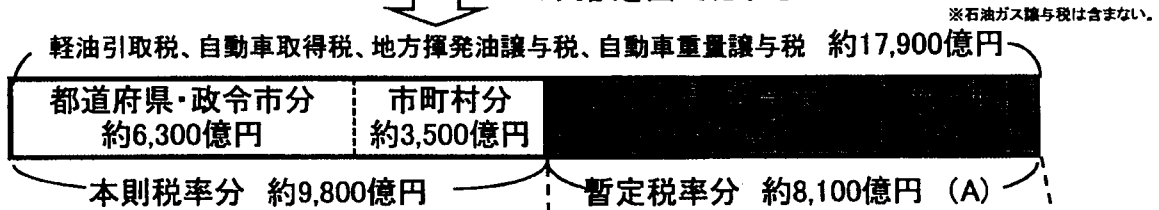
(1) 自動車関係諸税に係る国・地方の歳入の状況

(単位: 億円)

税目等		H21収入(上段は 暫定税率上乘せ分)	財源の帰属等
国	揮発油税	(13,140) 26,280	
	自動車重量税	(2,799) 5,007	
	計	(15,939) 31,287	
地方	地方揮発油譲与税	( 433) 2,812	都道府県・政令市 58% 市町村 42%
	自動車重量譲与税	(1,845) 3,300	市町村
	自動車取得税	( 835) 2,533	都道府県・政令市 30% 市町村 70%
	軽油引取税	(4,942) 9,277	都道府県・政令市
	計	( 8,055) 17,922	

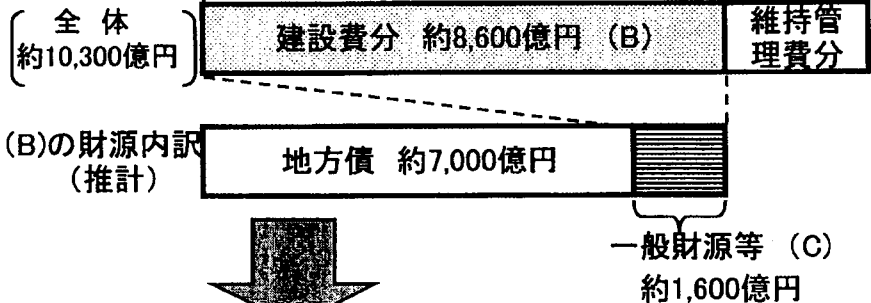
※石油ガス税・同譲与税には暫定税率がないので省略。

↓ この内訳を図式化すると



(2) 直轄事業負担金の状況

(都道府県・政令市)



○ 暫定税率の廃止に伴う地方の歳入減は、直轄事業負担金(建設費分)の廃止による歳出減とほぼ見合い【(A)≒(B)】

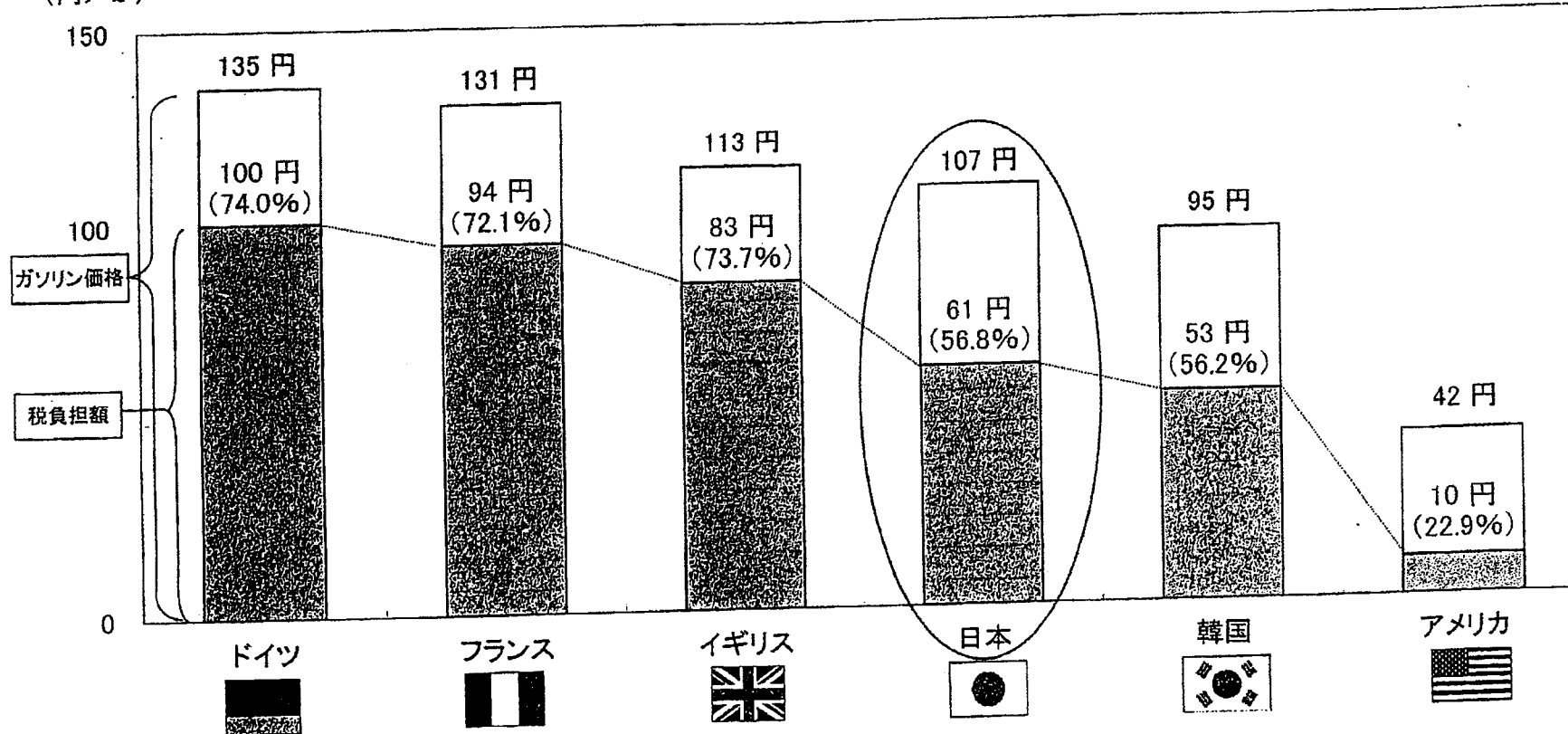
※ 市町村は直轄事業負担金の直接の対象ではないため、実際には減収分は補てんされない

○ しかし、建設費負担金はその財源の大部分が地方債で賄われているため、地方が自由に使える一般財源ベースで比較した場合には、地方全体で約6,500億円/年の財源の減少【(A)-(C)】

⇒ 「地方環境税(仮称)」の創設を求めていく

# 日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較

(円/ℓ)

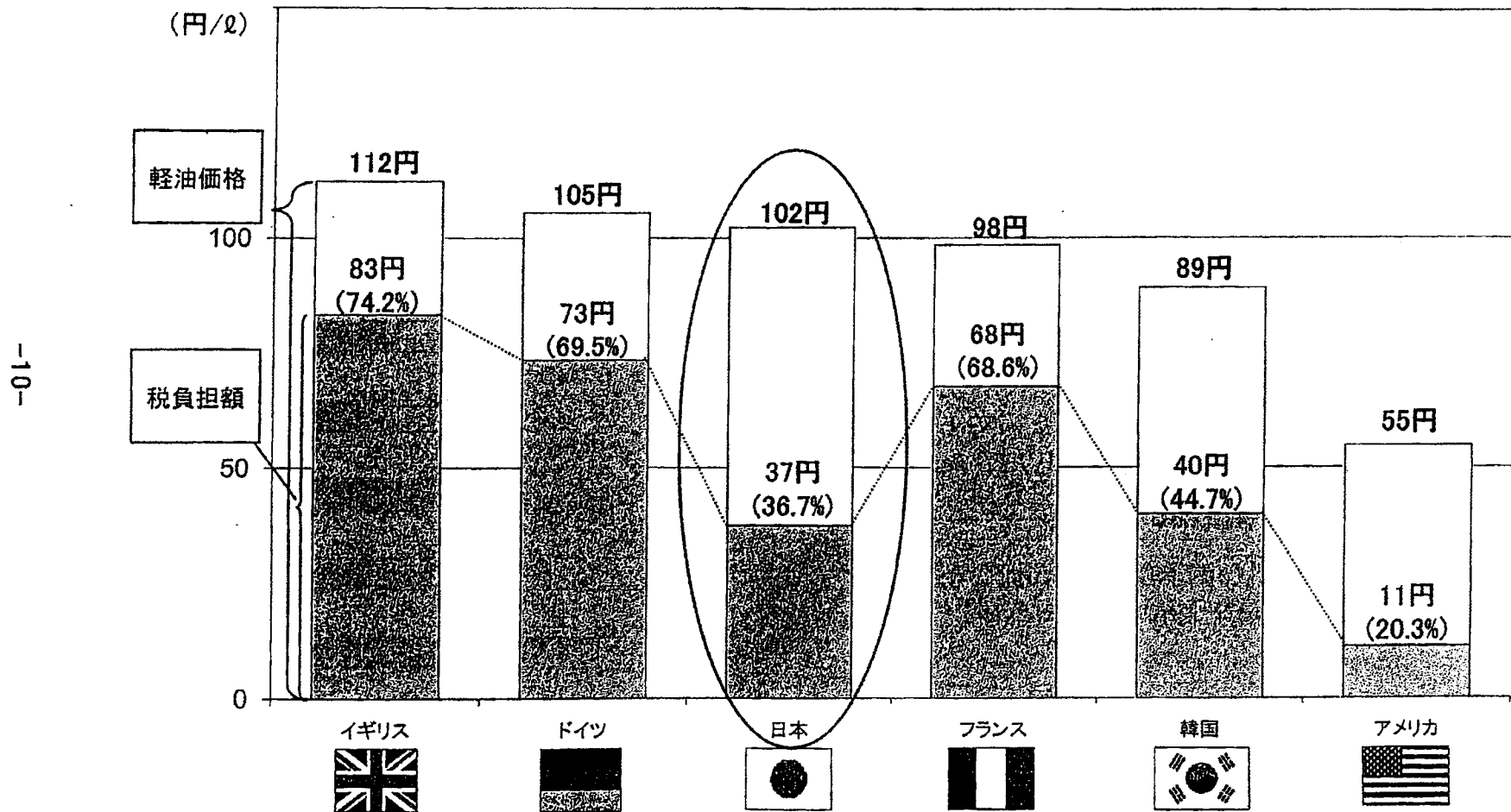


(注1) 英、独、仏、米は2009年1月時点IEA調べ。日本は2009年1月26日、石油情報センター調べ。韓国は2009年1月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル=約90円、1ポンド=約131円、1ユーロ=約120円、100ウォン=約7円 (2009年1月の為替レートの平均値、Bloomberg)

## 日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較

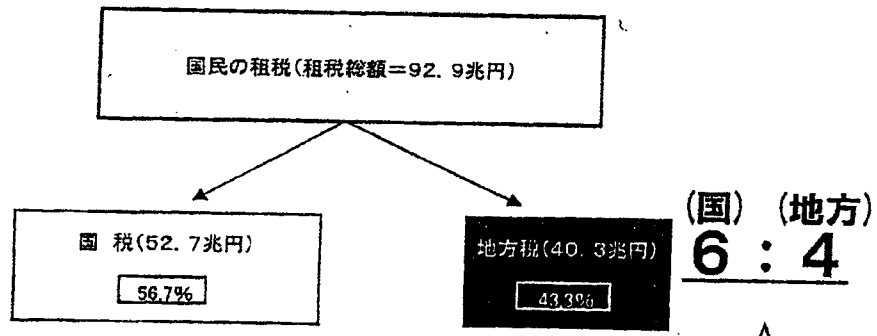


(注1) 英、独、仏、米は2009年1月時点IEA調べ。日本は2009年1月26日、石油情報センター調べ。韓国は2009年1月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レートは、1ドル=約90円、1ポンド=約131円、1ユーロ=約120円、100ウォン=約7円(2009年1月の為替レートの平均値、Bloomberg)

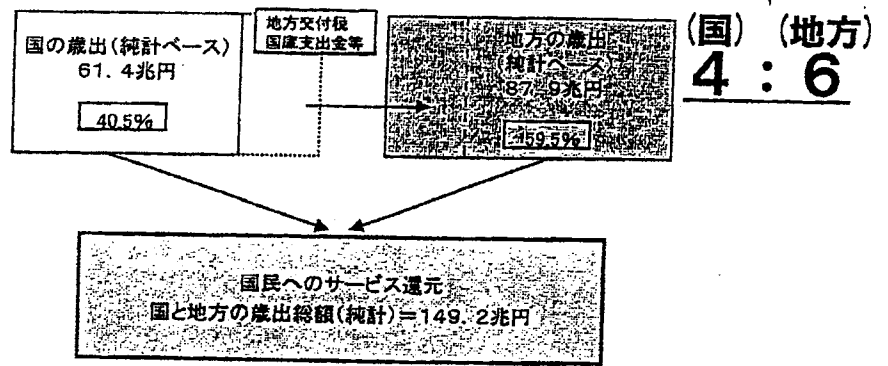
# 国・地方の税源配分について(平成19年度)



◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税
H17	87.1兆円	52.3兆円 [60.0%]	34.8兆円 [40.0%]
H18	90.6兆円	54.1兆円 [59.7%]	36.5兆円 [40.3%]
H19	92.9兆円	52.7兆円 [56.7%]	40.3兆円 [43.3%]
H20見込	87.4兆円	48.0兆円 [54.9%]	39.4兆円 [45.1%]
H21計画	84.5兆円	46.9兆円 [55.5%]	37.6兆円 [44.5%]

111



◎地方歳入に占める地方税収入の割合

(単位:億円)

地方税	地方譲与税 地方特別交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
402,668 (44.2%)	162,293 (17.8%)	102,541 (11.2%)	95,844 (10.5%)	148,487 (16.3%)
地方歳入 91兆1,814億円				

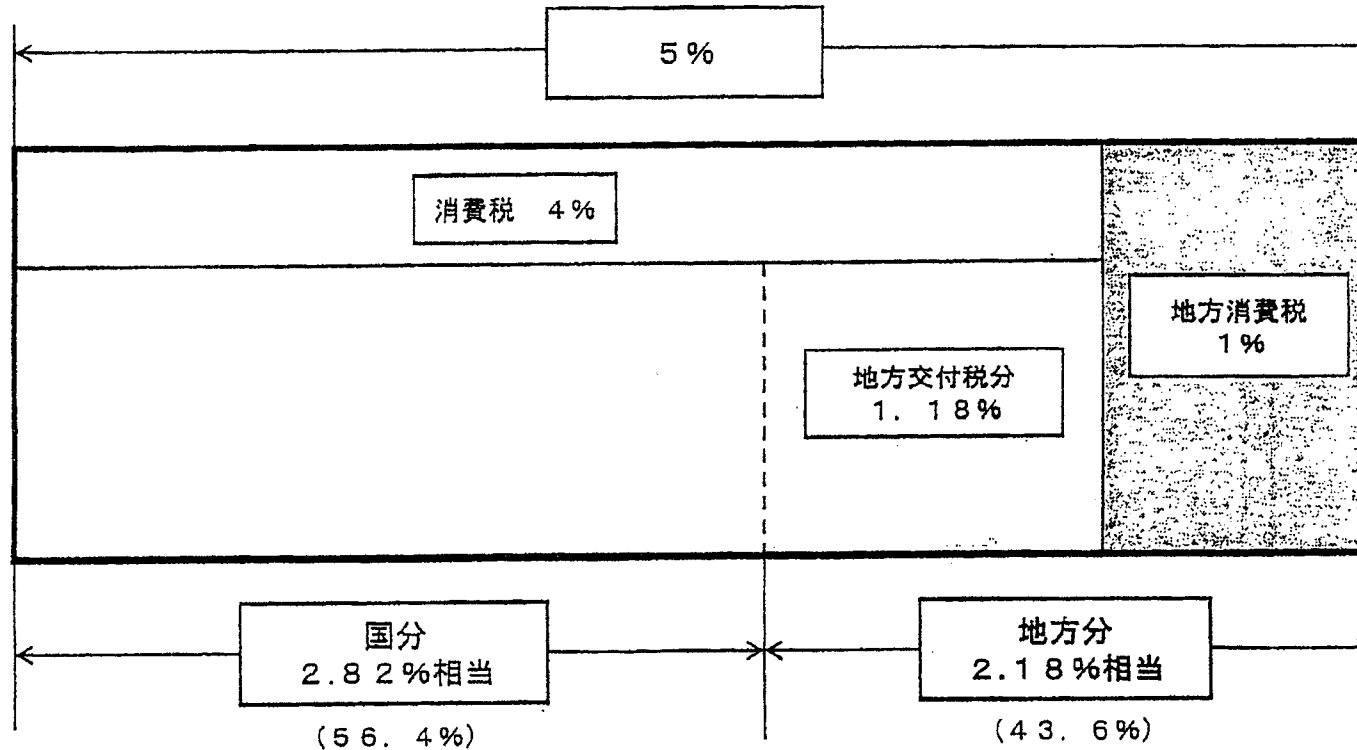
(注)現在精査中であり、異動する場合がある。

(注1)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金を含めず、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
(注2)四捨五入の関係で一致しない箇所がある。

## 消費税の国と地方の配分

平成20年12月9日  
経済財政諮問会議  
鳩山議員提出資料

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。

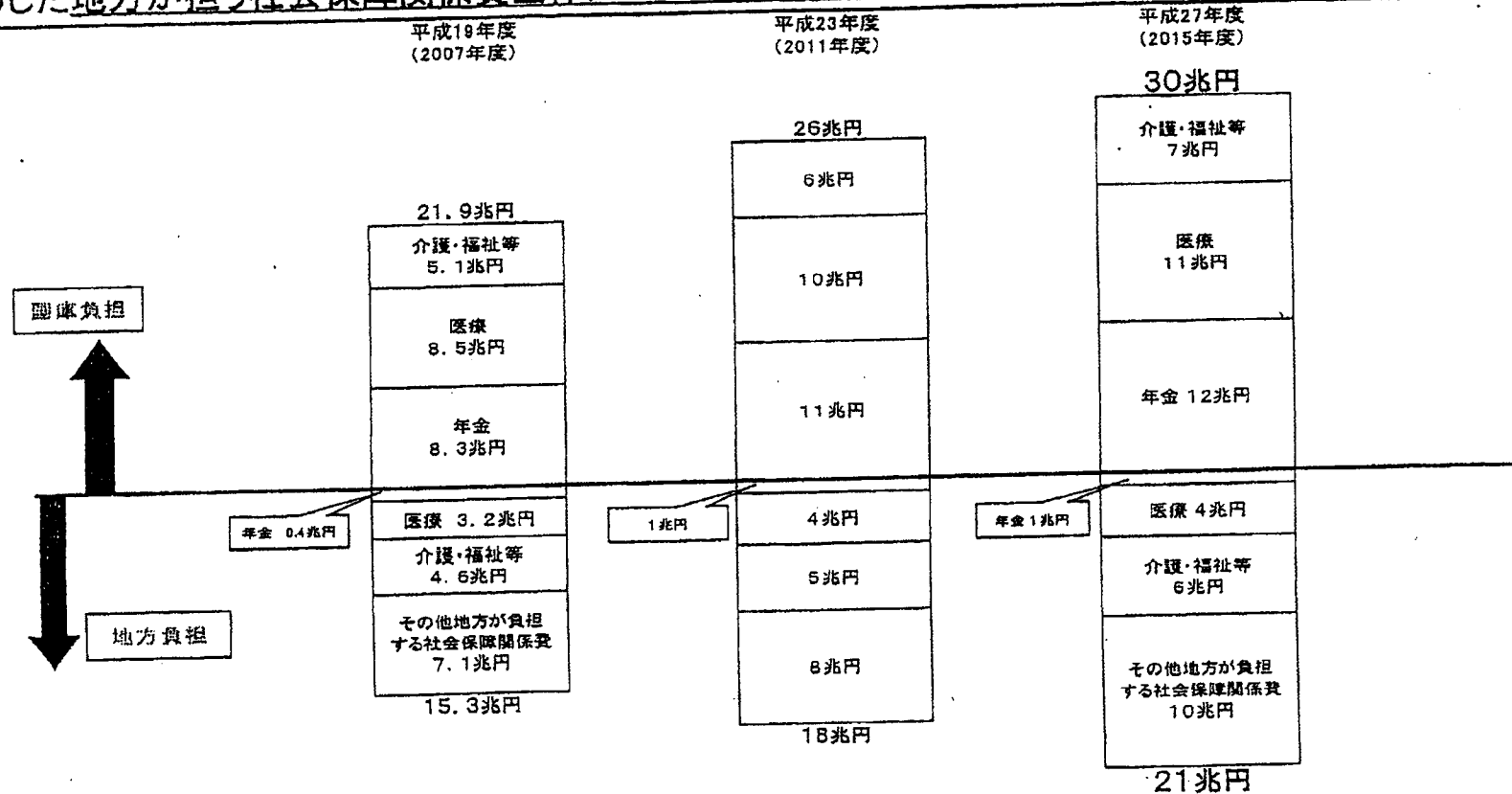


**地方消費税は、地域間の偏在性が小さく税収が安定的な地方の基幹税**

# 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

平成20年12月9日  
経済財政諮問会議  
鳩山議員提出資料

- 地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。
- こうした地方が担う社会保障関係費全体について、地方消費税など安定的な財源の確保が必要。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース、同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査（決算速報ベース）に基づいて推計。  
 ※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。



## 地方税源の確保・充実等に関する提言

—第3次勧告に向けて—

平成21年7月14日

全国知事会

(地方税制小委員会)

### I 地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実

#### (1) 事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

地方分権改革推進委員会は、これまで「第1次勧告」において、地方団体を「地方政府」と位置づけ、国の役割を限定し、国と地方の二重行政を排除すること、住民に身近な事務はできるだけ地方団体が担うことなどの基本方針を打ち出し、また、昨年12月に「義務付け・枠付けの見直し」及び「国の出先機関の見直し」を柱とする「第2次勧告」をとりまとめたところである。また、この間、政府においても、「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定し、地方団体への権限移譲等に取り組むこととしている。

今後、事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

#### (2) 地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現

昨年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」及びそれを踏まえた「平成21年度税制改正法」附則（本年4月施行）において、「地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とされた。

地方消費税の充実は、今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、環境、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくために必要なものであり、目指すべき、本来あるべき地方税体系の構築に資するものである。このため、引き続き徹底した行政改革を推進することはもとより、



景気の回復が図られることを前提に、国・地方を通じる税制の抜本改革を行う際には、地方消費税の引上げを含む地方税改革の実現を図るべきである。地方分権改革推進委員会においては、この秋に予定されている第3次勧告において、こうした趣旨が盛り込まれるようにすべきである。

なお、消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。そのための手法として、①食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、②その前提としての「インボイス方式」の導入、③さらには所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入などについて、検討する必要がある。

### (3) 偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、国と地方の税源配分5：5を目指した税源移譲などにより、地方税源の充実を図ることが望ましいが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築を目指すべきである。

なお、先般示された、地方分権改革推進委員会の「税財政論点整理素案」では、「地方税比率（地方税÷（地方税＋交付税＋補助金等）」を上げることが「受益と負担の明確化をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を自立的に行える税財政構造」の実現につながるものとの認識が示されている。

しかしながら、この「地方税比率」の概念によれば、地方税を何ら充実することなく地方交付税と補助金等を単純に減らせばそれだけで引上げが実現することとなり、これでは、地方分権の実をあげることができない。このような概念を採用することは不適當である。

## II 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・強化

偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解

消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 20 年度の地方再生対策費（4,000 億円）の創設、平成 21 年度の地域雇用創出推進費（5,000 億円）を含む 1 兆円の従来とは別枠の加算等が行われたが、これらの措置の大半は暫定的なものにとどまっている。

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により、大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・充実を図るべきであり、引き続き、地方財政計画（歳出）に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げ、それに対応した地方交付税総額を確保するべきである。

特に、社会保障関係経費については、「経済財政改革の基本方針 2009」（6 月 23 日閣議決定）、「平成 22 年度概算要求基準」（7 月 1 日閣議了解）において、来年度予算の方向として「基本方針 2006」以降続けられてきた伸びを抑制する方針が転換されることとなった。地方においても社会保障関係費の増嵩がこれまで以上に財政を圧迫していくと見込まれることから、上記の方針転換も踏まえ、増嵩する地方の財政需要を適切に地方財政計画に積み上げるべきである。

なお、現在、地方分権改革推進委員会において議論されている地方団体に対する義務付け・枠付けの廃止・縮小は、地方の自由度や自主性を高め、地方の判断で優先度の高い事業を行うことを可能とするものであり、事業自体が廃止されることにはならない。したがって、義務付け・枠付けの廃止・縮小によって、地方交付税等による財源保障機能が縮小されるべきものではない。

### Ⅲ 自動車関係税制

国・地方の道路特定財源については、暫定税率分も含めた税率を維持しつつ、一般財源化がなされ、補助金、交付金も含め従前並みの地方財源が確保されたところである。

極めて厳しい地方財政の状況、道路整備も含めた地方の財政需要などを踏まえれば、引き続き現行の税率水準を維持し、地方の税財源を確保していく必要がある。

特に、地方税である軽油引取税、自動車取得税は、①安定的な税収が期待でき、

②ほとんどの税目で大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目であることから、暫定税率分を含めて引き続き確保すべきである。

#### IV 低炭素化促進の観点からの見直しについて

「中期プログラム」及び「平成21年度税制改正法」附則においては、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する」ことが明記されている。

地球温暖化対策、循環型社会づくりなどの施策の推進は、国だけでなく、地方団体も大きな役割を担っており、今後の具体的な制度設計にあたっては、こうした役割を担っている地方団体の税財源確保に留意して検討を進めるべきである。

#### V 課税自主権の拡充について

現行制度下においては、国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされていることから、もともと地方に残されている税源は少なく、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには自ずから限界があるが、地域の特色を踏まえた、地方団体の創意工夫を活かすためにも、その拡充に取り組むべきである。

なお、地方税制改革の方向性として、応益課税原則を徹底する観点から課税自主権を拡充、活用すべきとの考え方も一部で主張されているが、法定税目との関係で、課税自主権の活用によっても相応の税収が得られないことが一般的であることに十分留意しなければならない。

課税自主権の拡充は、地方の創意工夫を活かした政策税制を可能とするものであり、課税自主権の制度的拡充を理由に、地方交付税等の財政措置が縮減されてはならない。